

インフルエンザの『出席停止期間』及び『完治届け書』の取り扱いについて**1 インフルエンザの出席停止期間**

(1) インフルエンザの出席停止期間の基準は、『**発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで**』となっています。(学校保健安全法施行規則第19条第2項により)

	発症日	発 症 後							
	0 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目
発症後 <u>1 日 目</u> に解熱 した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 4 日 目	発症後 5 日 目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
発症後 <u>2 日 目</u> に解熱 した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	発症後 5 日 目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
発症後 <u>3 日 目</u> に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目			
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
発症後 <u>4 日 目</u> に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
発症後 <u>5 日 目</u> に解熱 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日 目	解熱後 2 日 目	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可

※ 解熱した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。

必ず休まなければいけない期間

2 インフルエンザの診断について

- (1) 発熱等の症状で、『インフルエンザ』の感染のおそれがある場合には、病院を受診して下さい。
- (2) 『インフルエンザ』と診断されたら、必ず学校へ電話連絡して下さい。(北小 ☎:72-3025)
- (3) 診断書や完治証明書の提出は、必要ありません。

ご家庭で、しっかり検温などの健康観察をして療養してください。

*裏面の検温・健康観察表は、療養期間の目安としてご活用ください。学校への提出は、特に求めません。

*インフルエンザ以外の学校感染症に罹った場合には、診断書の提出が必要な場合もあります。